

「かごしま茶」の新たな販路開拓支援事業 (輸出向け生産体制・販路開拓支援) 二次公募要領

第1 総則

「かごしま茶」の新たな販路開拓支援事業（輸出向け生産体制・販路開拓支援）に係る公募の実施については、この要領に定めるものとする。

事業の実施に当たっては、「かごしま茶」の新たな販路開拓支援事業実施要領（以下、実施要領という。）の定めによるものとする。

第2 事業の内容

海外のバイヤー・輸出商社等の実需者からの要望や輸出先国の規制・ニーズ等に対応するための生産体制の構築及び新規販路開拓に必要な経費の一部を支援する。

第3 事業実施期間

交付決定～令和8年2月27日（金）

第4 応募団体の要件

- 1 鹿児島県内に住所又は主たる事業所を有する茶生産者、茶商、コンソーシアム（茶商、生産者のグループ）等であること。
- 2 直接輸出への取組であること。
※ 事業実施主体が海外へ直接出荷すること。
※ 事業実施主体が貿易事業者等に出荷すること（貿易事業者等による二次加工は不可）。
- 3 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- 4 事業実施主体が、事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有していること。

第5 取組の内容・要件

「かごしま茶」の海外における需要を創出する取組であること。

- 1 国際認証取得
- 2 海外向け商品開発
- 3 商談会、国際コンクール、バイヤー招へい等の海外営業活動
- 4 海外メディアを活用したPR活動

第6 補助率・補助上限金額

- 1 補助率：1/2以内
- 2 補助上限金額：1,500千円以内

第7 補助対象経費

- 1 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区別できるもので、かつ証拠書類によって金額が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区分することとする。

2 補助対象経費の区分については下記のとおりとする。

(1) 国際認証取得

G-GAP 等の国際的な認証取得・更新経費（検査官の渡航費・宿泊費含む），有機 JAS 認証取得・審査等経費，通訳費・翻訳料 等

(2) 海外向け商品開発

海外向け商品開発のための委託料，商品開発に必要な原材料費，パッケージデザイン作成・印刷費，販売促進用資材作成費，翻訳料 等

※ 不特定多数への配布等を目的としたサンプル品の作成費用は認めない。

(3) 海外商談会，国際コンクール，バイヤー招へい等の海外営業活動

商談会や海外市場調査等に係る旅費，海外営業活動（輸出向け商談会等への出展，海外バイヤー等の招へい等）に係る経費，人件費（イベントスタッフ・マネキン等），資材運搬費，通訳費・翻訳料，販売促進用資材作成費 等

(4) 海外メディアを活用した PR 活動

海外メディアスタッフの招へいに係る経費（渡航費・宿泊費含む），通訳費・翻訳料 等

3 次の経費は，補助対象としないこととする。

(1) 通常の新茶生産・加工のための経費又は，パソコン等汎用性の高い機器資材の導入に係る経費

(2) EC サイトに関連する一連の経費（構築・掲載費用，手数料，広告費，送料等）

(3) 鹿児島県補助金等交付規則（昭和 63 年規則第 1 号）第 4 条第 1 項の交付の決定の前に発生した経費

(4) 雇用関係にある者の給与，賞与，退職金その他各種手当等

(5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち，消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額）

(6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第 8 応募手続き

本事業の実施を希望する者（以下「申請者」という。）は，実施しようとする事業について，以下の書類を郵送または電子メールで，知事に提出するものとする。

1 提出書類

(1) 実施計画の承認申請書

(2) 事業計画書（別紙様式）

(3) 輸出拡大計画（別添）

(4) 見積書，カタログ等積算根拠となる資料

(5) 経費積算資料

(6) 消費税課税事業者届出書

(7) 直近 1 か年の経営収支の状況が分かる資料

(8) 県税の未納がないことを証明する資料（期間内の提出が困難な場合は申請書提出時に申し出，別途必ず提出すること）

(9) 定款等

2 応募書類の作成及び提出に当たっての注意事項等

- (1) 応募書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象外とする。
- (2) 応募書類の作成や提出に係る費用は、応募する事業実施主体の負担とする。
- (3) 応募書類を郵送により提出する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によって行う。
- (4) 提出された書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外で無断使用は行わないものとする。
- (5) 審査に当たり、県農産園芸課から応募団体に応募内容の確認を行うとともに、関連資料の追加提出を求めることができる。また、必要に応じて、応募に関するヒアリングを行うことができる。

第9 審査方法等

知事は提出された事業計画書について、別表の配分基準で実施プロジェクトごとに審査を行い、予算の範囲内において獲得ポイントの高い順に承認する。知事は、承認に当たって、必要に応じて申請者に聞き取りを行い、補助対象外と認められる経費の除外など事業計画の補正を行い、提出された収支予算書の金額から減額して承認する場合がある。なお、以下の場合には計画書の内容にかかわらず不承認とする。

- (1) 提出の期日までに申請書類が県に到着しない場合
- (2) 申請書類に不備、不足がある場合
- (3) 申請者と連絡が取れない場合
- (4) 計画の内容に関する知事からの聞き取りに対し、申請者の応答がないと認められる場合
- (5) 申請者が対象事業者及び対象品目の要件に適合しない場合
- (6) 計画書の内容に虚偽があると認められる場合
- (7) 事業計画の実現可能性がないと認められる場合

第10 その他

- 1 事業実施者は、事業終了後も知事が実施する輸出の実態調査（事業実施主体が取り扱う茶輸出額や輸出の現状に関するもの等）に協力するものとする。
- 2 一次公募にて採択された事業実施主体については、一次公募の取組内容は対象外とする。なお、補助金額は、1,500 千円（一次公募の交付決定額との計）を上限とする。
- 3 この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

第11 応募書類の提出先・問合せ先

鹿児島県農政部農産園芸課茶業係

住 所：890-8577 鹿児島県鴨池新町 10 番 1 号

電 話：099-286-3200

メール：cha@pre.kagoshima.lg.jp

別表 配分基準

※実施プロジェクト毎に評価を行う

※各審査項目ごとに複数の内容が該当する場合、最もポイントが高いものをひとつ配分する

審査項目	内 容	ポイント
1 事業計画の実現可能性	・ ほぼ確実に成約が見込まれる販売先を確保しているなど、販売先計画の内容が具体的かつ根拠が認められ、目標とする成果が十分高い	1 5
	・ 成約見込みのある販売先から求めに応じるなど計画の内容が具体的かつ根拠が認められ、一定の成果が期待できる	1 0
2 新規性	・ これまで申請者が取り組んだことのない新たな取組（新たな輸出先国への商流構築・新規商品の開発）又は販路・商流の多角化や輸出量の振り分けの見直しなどによる輸出リスク分散の取組である	2 0
	・ これまで申請者が取り組んだことのある取組であり、継続することにより、新たな販路開拓が期待できる取組である	1 0
	・ これまで申請者が取り組んだことのある取組である	5
3 実績	・ 茶の年間輸出額合計（R6 実績）が年間 5,000 万円以上である（直接輸出）	6
	・ 茶の年間輸出額合計（R6 実績）が年間 1,000 万円以上である（直接輸出）	3
	・ 茶の年間輸出額合計（R6 実績）が年間 1,000 万円未満である（直接輸出）	1
4 計画	・ 計画している品目の輸出額の伸び（R7 計画／R6 実績）が 150%以上（実績ゼロの場合は分母に 1 円を充てる）である	6
	・ 計画している品目の輸出額の伸び（R7 計画／R6 実績）が 110%以上（実績ゼロの場合は分母に 1 円を充てる）である	3
	・ 計画している品目の輸出額の伸び（R7 計画／R6 実績）が 110%未満（実績ゼロの場合は分母に 1 円を充てる）である	1
5 有機 JAS 認証茶の取扱い	・ 輸出向け商品のうち輸出有機 JAS 栽培認証茶の取扱いは 6 割以上である	3
	・ 輸出向け商品のうち輸出有機 JAS 栽培認証茶の取扱いは 6 割未満である	1
計（最大）		5 0